

# 事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課				
事業名		心身障害者扶養共済制度県単独減免事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-9497				
事業目的		掛金減免による低所得者の心身障害者扶養共済制度への継続加入促進							
事業内容		生活保護世帯 全額免除、 県民税非課税世帯 7割免除、 県民税所得割非課税世帯 3割免除			事業開始年度	昭和45年度			
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額			
	事業費	(19,022 千円) 19,022 千円		(19,396 千円) 19,396 千円		(18,157 千円) 18,157 千円			
	人件費	1,694 千円	従事人員 0.2人	1,672 千円	従事人員 0.2人	1,641 千円	従事人員 0.2人		
	総コスト (+)	20,716 千円	従事人員 0.2人	21,068 千円	従事人員 0.2人	19,798 千円	従事人員 0.2人		
事業の目標		免除が可能なすべての者への免除の実施として、当面、前年実績並み			[目標設定理由]H21対象者見込み数による				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H20	H21	H22
	免除件数	284人	22年度	302 (69 千円)	284 (74 千円)	284 (70 千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・低所得障害者(児)の生活の安定に資する扶養共済制度への加入を促進するためには、経済的負担を軽減するための一定の配慮が必要である。							
	有効性	・対象となる低所得者全員に対して100%軽減措置が図られている。							
	効率性	・対象者数の増減等実績のみによって変動し、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・昭和40年代に全国的な制度として統一、標準化された際、県が実施主体となることとして、制度の運営責任を有している。							
	受益と負担の適正化	・所得の状況に応じて、免除割合を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他								
説明	低所得世帯に属する加入者に対して、世帯の経済的負担を低減することで制度への継続加入を促し、もって障害児(者)の生活の安定を図るため、引き続き事業を継続する。								